

ふるさと納税（寄附金控除）について

〈ポイント〉

- ・ ふるさと納税を行う際の目安としてください。
- ・ 税金の控除を受ける場合は原則として確定申告を行う必要があります。
- ・ 詳しい計算は須崎市ホームページ>元気創造課>『ふるさと納税「すさきがすきさ」応援寄附金について』から、ふるさと納税サイトへアクセスできます。各サイトにある控除上限計算をお使いください。

須崎市ホームページ：ふるさと納税「すさきがすきさ」応援寄附金について

<https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=227>

【概要】

自治体に対し寄附を行った場合、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について所得税および個人住民税からそれぞれ控除が受けられる制度です。

【手続き】

控除を受けるためにはふるさと納税を行った年分において**確定申告をする必要**があります。

平成 27 年 4 月以降からふるさと納税を行った場合で、確定申告が不要な給与所得者の方については、ふるさと納税先が 5 団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告をなくとも、控除を受けることができます。（これを「ふるさと納税ワンストップ特例制度」といいます。）

〈注意事項〉

5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った方、ワンストップ特例制度の利用に関わらず確定申告をされる方（医療費控除、雑収入、その他控除等）が寄附金控除を受けようとする場合はふるさと納税の寄付金額を計算した上で**確定申告をする必要があります**。

【ワンストップ特例制度と確定申告の違い】

	確定申告をする場合	ワンストップ特例制度を利用する場合
控除対象	所得税、住民税	住民税
寄附できる自治体数	制限なし	5 自治体まで
申告期限	翌年 2/16～3/15	翌年 1 月 10 日

控除される税が異なります。

確定申告では**所得税**、**住民税**が控除対象。ワンストップ特例制度では**住民税**が控除対象となります。

どちらを行ったとしても基本的に控除額に差はありません。

【ワンストップ特例制度の条件について】

・条件 1 確定申告を必要としない給与所得者

注意：二か所以上から給与収入がある、年収 2,000 万円を超える所得者、医療費控除等その他税額控除を受ける場合などは確定申告を行う必要がありますので、ワンストップ特例制度を利用することはできません。

・条件 2 1 年間で寄附先が 5 自治体以内であること

5 自治体であれば「寄附の回数」「お礼の品の種類」は複数申込可能です。

・条件 3 申し込みの都度、自治体へ申請書を郵送していること

同一自治体であっても複数回寄附を行った場合、その都度申請書や添付書類の提出が必要です。

【ふるさと納税の控除上限額目安】

自己負担額 2,000 円を除いた全額が所得税及び個人住民税から控除されるふるさと納税額の目安一覧です。(あくまで目安ですので誤差が生じる場合があります。)

〈目安のモデル〉

- ・年金収入の方、事業者の方、住宅ローン控除、医療費控除など、他の控除を受けていない給与所得者のケース（給与所得のみの人）となります。その他の方は控除上限額が表と異なります。
- ・社会保険料控除は給与収入の 15%と仮定しています。
- ・表はあくまで目安です。具体的な計算は、ふるさと納税サイトに控除上限計算がありますのでそちらをご利用ください。

(参考) 目安一覧 給与所得のみの人

ふるさと納税を行う方の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成						
	独身又は共働き*1	夫婦*2	共働き+子1人(高校生*3)	共働き+子1人(大学生)	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300 万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	—
325 万円	31,000	23,000	23,000	18,000	14,000	10,000	3,000
350 万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
375 万円	38,000	29,000	29,000	25,000	21,000	17,000	8,000
400 万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
425 万円	45,000	37,000	37,000	33,000	29,000	24,000	16,000
450 万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
475 万円	56,000	45,000	45,000	40,000	36,000	32,000	24,000
500 万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000

*1 共働きはふるさと納税を行う人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケース。

*2 夫婦はふるさと納税を行う人の配偶者に収入がないケース。

*3 高校生：16 歳から 18 歳の扶養親族 大学生：19 歳から 22 歳の特定扶養親族 を指します。
中学生以下の子供は控除額に影響がないため、計算に入れる必要はありません。